

町の実質公債費比率は、17.2%

となりました。

鏡野町の比率は、昨年度と比べて0.8%下がつたものの依然として高い比率となつております。これは計画的な地方債の繰上償還や借り入れの抑制を行なつたことと、一部の大規模事業に係る地方債償還が終了したことによるものであります。今後は、事業によつてはやむを得ず借り入れを行なう必要がある場合を除き、引き続き借り入れの抑制に努め、後年度の負担軽減を図ることとしています。

(4) 将来負担比率

地方公共団体の地方債や将来支払わなければならない可能性のある負担等の残高を年度末（3月31日）時点での算定し、すべての負担を含めた負担額を「財源の規模」と比較して指標化したもののが「将来負担比率」です。地方公共団体の一般会計が将来支払っていく負債には、一般会計の地方債残高のほか、将来の支払を約束したもの（債務負担行為）、町職員の退職手当、公営企業会計な

ど他の会計の地方債残高のうち一般会計が負担するべきものと見込まれるものなどがあります。

平成22年度における鏡野町の将来負担比率は、37.4%

となりました。

鏡野町の比率は、昨年度と比べて13%下がりました。これは、一部事務組合への施設建設負担金や下水道事業への投資額が増えたものの、「財源の規模」の多くを占める普通交付税等が増加したためです。

ただし、普通交付税等の額は国との都合により増減する

ことが予測されるため、その動向によつては今後大きく変動することが予測されます。

(5) 資金不足比率

事業、病院事業、水道事業や流動負債、料金収入等の規模で示される「事業規

模」と比較して指標化し、各公営企業会計の経営状況の深刻度を示すのが「資金不足比率」です。

平成22年度における鏡野町の公営企業会計の資金不足比率は表のとおりで、全ての公営企業会計で実質的な資金不足額は生じておりませ

ん。

お問い合わせ先
鏡野町財政課
電話(0868)54-2780

(単位:%)

| 特別会計の名称 | 資金不足比率 | 経営健全化基準比率 |
|--------------|---|-----------|
| 国民健康保険病院事業会計 | — | 20% |
| 水道事業会計 | — | 20% |
| 簡易水道特別会計 | — | 20% |
| 公共下水道特別会計 | — | 20% |
| 農業集落排水事業特別会計 | — | 20% |
| 林業集落排水事業特別会計 | — | 20% |
| 備考 | 1 各会計において、資金不足額が生じていないため「—」表示で記載しています。 2 各比率が、経営健全化基準を上回る場合は、自主的経営改善努力が義務付けられます。 | |

(参考) 平成22年度鏡野町各会計決算の状況

(単位:千円)

| 会計名 | | 歳入決算額 | 歳出決算額 | 実質収支額(注1) |
|--------|-----------------------|------------|------------|-------------|
| 普通会計 | 一般会計 | 12,268,376 | 11,153,477 | 996,952 |
| | 津山・富線共同バス運行事業特別会計 | 5,706 | 5,492 | 214 |
| | 奨学会特別会計 | 11,560 | 3,005 | 8,555 |
| | 飲料水供給施設等特別会計 | 7,750 | 7,750 | 0 |
| | 越畠專用水道特別会計 | 2,285 | 1,223 | 1,062 |
| 公営事業会計 | 国民健康保険特別会計(事業勘定・直診勘定) | 1,872,154 | 1,820,543 | 51,611 |
| | 老人保健特別会計 | 140 | 122 | 18 |
| | 介護保険特別会計 | 1,438,197 | 1,422,653 | 15,544 |
| | 後期高齢者医療特別会計 | 160,165 | 160,147 | 18 |
| | 簡易水道特別会計 | 244,004 | 237,992 | 6,012 |
| 公営事業会計 | 農業集落排水事業特別会計 | 325,531 | 317,975 | 7,556 |
| | 林業集落排水事業特別会計 | 14,369 | 14,369 | 0 |
| | 公共下水道特別会計 | 770,811 | 740,876 | 29,935 |
| | 会計名 | 総収益 | 総費用 | 利益剰余金残高(注2) |
| | 国保病院事業会計(損益計算書) | 1,312,659 | 1,245,184 | 216,138 |
| | 水道事業会計(損益計算書) | 218,286 | 232,615 | 40,830 |

(注1) 実質収支額=(歳入決算額-歳出決算額)-(23年度へ繰り越して使用する額)

(注2) 利益剰余金残高=前年度繰り越す利益+純利益(-純損失)

(注3) 公営事業会計の内、「法適用」とは、地方公営事業法の適用を受けている会計。「非適用」とは、適用を受けていない会計。